

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係 TEL728-2111

不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住 所	電 話
日本紛争処理支援センター	東京都北区十条台 1-2-17 木杉ビル 3F	03-6865-7451

1 市民からの相談件数 (平成 26 年 4 月 27 日現在)

相談件数	相 談 受 付 時 期
4 件	平成 26 年 4 月 4 件

2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相 談 事 例
30 代男性 1 件 50 代女性 1 件 70 代女性 1 件 80 代女性 1 件	寝具販売会社が裁判所に訴状申請したので報告する、というハガキが届いた。未納があり、放置すると差押えとなるので連絡するよう記載されている。 身に覚えはないが、対処法を知りたい。

3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は 011-728-2121** です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。

ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。

紛争問題確認書

平成■年

(■) ■■号

この度、ご通知致しましたのは以前貴方様が契約された寝具販売会社に対して未納料あるいは契約違反に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致しております。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは御本人様と原告側からの申請内容の正当性を確認する機関になりますので原則としてご本人様からのご連絡をお願い致します。

又、悪質業者によるしつこい電話勧誘や送りつけ商法等についてのご相談もお受け致します。当センターが貴方様に対して訴訟を起こしているのではありませんので予めご了承ください。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。

尚、故意に放置しておく、相手方の言い分どおりの判決が出てしまい執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので十分ご注意ください。

※万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

受付時間 9:15~17:00 (土・日・祭日を除く)

(代表)

03-6865-7451

〒114-0033 東京都北区十条台1-2-17木杉ビル3F

日本紛争処理支援センター